

令和 8 年度

路面下空洞調査業務

特記仕様書

福島県
道路管理課

第1章 総 則

第1条 適用

本特記仕様書は、路面下空洞調査業務委託に適用する。

第2条 通則

本調査の実施にあたっては、本特記仕様書に加え、「福島県土木部共通仕様書（業務委託編）」に基づいて行うものとする。

第3条 目的

本業務は、福島県が管理する道路において、突然発生する道路路面の陥没事故を防止し、安全安心かつ円滑な通行を確保するため、路面下空洞探査車等を用いて道路路面下の空洞の有無を調査・解析し、現状の把握を行うものである。

第4条 疑義の取り扱い

特記仕様書および設計図書等に明記のない事項や疑義が生じた場合は、速やかに監督員と協議すること。

第5条 交通安全管理

受注者は、業務の遂行にあたり交通状況に即した適切な保安施設を設けるなどして、安全管理に努めるものとする。

本業務に起因して第三者に損害が生じた場合は、受注者の責任において措置するものとする。

第6条 諸法規の遵守について

受注者は、業務の遂行にあたり、関係法令等を遵守するものとする。また、法令の運用に関わる責任と費用については、受注者が負担するものとする。

第2章 路面下空洞調査

第7条 調査対象路線

本業務における調査対象路線は、橋梁・トンネル部を除く福島県が管理する第一次緊急輸送路のうち効率的に調査が行える区間とする。

なお、具体的な区間については、プロポーザルをもって設定するものとする。

第8条 計画準備

本業務を履行するにあたり、目的、趣旨を把握したうえで、業務上必要な資料収集の上、業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

第9条 現地踏査

受注者は、調査に先立ち、調査対象路線において現地踏査を実施するものとする。

第10条 実施計画書作成

受注者は、現地踏査結果を踏まえて、実施計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

第11条 調査作業時間帯

調査作業時間帯は、8：30～17：00とする。なお、現場条件又は関係機関との協議等により作業時間帯に変更を要する場合には、監督員と協議するものとする。

第12条 一次調査（車道部）

路面下空洞探査車を用いて、一般通行に支障がないよう走行移動し、車線毎の全幅員で路面下のレーダ探査を行うものとする。

第13条 一次調査解析（車道部）

一次調査により取得したレーダデータから、下記のとおり異常信号の検出、データ整理及び空洞の可能性箇所の抽出を行うものとする。

（1）異常信号の検出

レーダデータから空洞の可能性のある異常信号を検出・記録し、ただちに陥没の危険性のある箇所を発見した場合は、速やかに発注者に報告し、指示を受けるものとする。

（2）データ整理

検出した異常信号について、調査データを整理するものとする。

（3）空洞の可能性箇所の抽出

検出した異常信号の内、地下埋設物以外で空洞の可能性のある異常信号箇所（以下、「空洞の可能性箇所」という）を抽出するものとする。

第14条 二次調査候補箇所の抽出

空洞の可能性箇所のうち、二次調査候補箇所の抽出を行うものとする。

第15条 二次調査（車道部）

（1）位置特定調査

一次調査の結果を基に抽出した空洞の可能性箇所について、機器等を使用し、路面下の詳細な空洞の位置特定を行うものとする。

（2）カメラ等による調査

位置特定調査後にカメラ等により確実に確認できる方法で路面下の空洞を特定するものとする。

なお、ただちに陥没の危険性のある空洞を発見した場合は、速やかに発注者に報告し、指示を受けるものとする。

第16条 二次調査解析

二次調査により取得したデータから、空洞の状況等を整理・解析するものとする。

第17条 報告書作成

本業務において作成した資料の整理、とりまとめを行うものとする。

第18条 安全管理

受注者は、業務の遂行にあたり交通状況に即した適切な保安施設を設けるなどして、安全管理に努めるものとする。

第19条 打合せ

打合せは、以下の5回を行うものとする。

（1）業務着手時

（2）現地踏査終了時

（3）一次調査終了時

（4）二次調査終了時

（5）成果品納入時

業務着手時および成果品納入時の打合せには、主任技術者が立ち会うものとする。

第20条 成果品の提出

本業務の成果品は、以下を提出するものとする。

電子データ 2部

なお、電子成果品に当たっては、福島県が策定した「福島県電子納品等運用ガイドライン（業務委託編）」に基づき電子データを作成し、ウイルス対策を実施した上で納品するものとする。

また、成果品の著作権（版権）はすべて発注者に帰属するものとする。

第21条 その他

本業務の履行に必要な探査車、データ処理装置及び調査機械等については、受注者にて準備するものとする。